

魚津市告示第45号

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を
規制する地域の指定について

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき、事業場における
事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次のとおり指
定する。

なお、関係詳細図面は、魚津市民生部環境安全課において一般の縦覧に供
する。

平成24年3月30日

魚津市長 澤崎 義敬

事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を
規制する地域

規制地域
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専 用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用 地域

備考 この表に掲げる地域は、それぞれ都市計画法(昭和43年法律第100
号)第8条第1項第1号に規定する地域とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成24年3月31日現在において都市計画法第2章の規定に
よる都市計画に定められている地域について適用する。